

魚津市告示第30号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月11日

魚津市長 村椿 晃

1 都市計画の種類

魚津都市計画用途地域

2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加した部分 該当なし

(2) 削除した部分 該当なし

(3) 変更した部分 魚津市釈迦堂一丁目、魚津市駅前新町、魚津市北鬼江大沢、魚津市北鬼江稲作、魚津市高畠大坪、魚津市北中三枚田、魚津市北鬼江中村の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

魚津市産業建設部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)